

令和7年度子ども読書活動推進の取組

1 学校図書館の機能強化および取組の充実

(1) 学校図書館サポーター養成講座（生涯学習課）

※資料3(1)参照

内容：学校司書に必要な知識等について学んだり、関係者同士のつながりをつくったりすることのできる講座を今年度も開設し、学校司書となり得る人材を育成する。

日程：全7回講座（第1回 7月31日 ～ 最終回 令和8年1月29日）

対象：以下の条件をすべて満たす方（定員30名）

- ・滋賀県在住または県内で活動や通勤・通学している方
- ・原則7回の講座をすべて受講できる方
- ・滋賀県内の小・中学校の学校図書館に関心のある方、運営に関わりたいと考えている方
- ・これまでに同講座を受講されていない方。

会場：県中部（東近江市立能登川図書館、能登川コミュニティセンター、東近江市立五個荘小学校）

その他：一部講座にて、(5) 学校司書研修会と合同開催

(2) 学校図書館連携推進事業（幼小中教育課・「こども としょかん」サポートセンター）

※資料3(2)参照

内容：学校図書館に携わる者の連携を強め、子どもたちの主体的な読書活動の拠点となる学校図書館の整備充実と、学校図書館を生かした読書活動や授業づくりの活性化を図る。

日程：第1回 5月13日・20日 第2回 令和8年1月27日・2月3日

※両日程ともオンライン形式にて開催

対象：学校図書館関係者

- ・県立および各市町立小学校・中学校・義務教育学校の学校図書館担当教諭（司書教諭含む）
- ・学校司書
- ・公立図書館司書
- ・各市町教育委員会の学校図書館担当者

(3) 読書活動推進事業(文部科学省委託事業)（幼小中教育課・「こども としょかん」サポートセンター）

内容：学校図書館等の図書資料や新聞等を活用し、目的に応じて必要な情報を取り出し、関連付けて整理するなどの情報の扱い方を身に付けながら、課題探究型の学習を行うことで、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る。そのため、推進協力校における状況を把握し、課題を解決するための効果的な学校図書館の機能の活用について調査研究に取り組む。

日程：事業委員会 第1回 6月5日、第2回 令和8年2月

研究発表大会 近畿大会があるため、県の研究発表大会は開催されない。
対象：推進協力校 近江八幡市立金田小学校・近江八幡市立安土中学校

(4) 司書教諭等連絡協議会（「こども としょかん」サポートセンター、幼小中教育課）

内容：学校図書館を「読書センター」「学習センター」「情報センター」として位置付け、この機能を活用した授業の在り方の工夫や、すべての教育活動を通じて児童生徒が読書に親しむ環境づくりにおいて、その中核となる司書教諭や司書等の果たす職務、研究体制、授業の工夫改善等について協議する。

日程：第1回 7月3日、第2回（選択研修）6月～2月

対象：今年度初めて発令を受けた司書教諭、希望者

(5) 学校司書研修会・交流会（「こども としょかん」サポートセンター）※資料 3(3)参照

内容：学校図書館の機能強化および取組の充実、学校図書館の環境整備と活用促進に直接かかわる学校司書の力量の向上を目指し、今後、各市町、各校種での研修にも生かせる内容を提供する。また、学校司書同士の交流を図り、各校の環境整備や取組などの情報共有を行う。

日程：全7回 第1回 6月4日～最終回 令和8年1月29日

（第4回、第6回、第7回は(1)「学校図書館サポーター養成講座」と合同開催）

対象：・県内小中高等学校、義務教育学校の学校図書館で学校司書として勤務しているもの。
・主に学校図書館の仕事の有償でしているもの。

(6) 学校図書館活用学校訪問（「こども としょかん」サポートセンター）※資料 3(4)参照

内容：県教育委員会として、学校図書館活用学校訪問（計画訪問）を新設。令和7年度から3年間ですべての小・中学校を訪問し、学校図書館長（学校長ら）に対し、学校図書館活用に係る指導と助言を行う。

対象：県内公立小学校中学校・県立中学校・義務教育学校

令和7年度 Aグループ 計104校

〈公立小学校（71校）公立中学校（33校）〉

※令和8年度 Bグループ108校 令和9年度 Cグループ 106校 訪問予定

(7) 学校図書館に係る研修の充実（「こども としょかん」サポートセンター）※資料 3(4)参照

内容：県総合教育センターの「課題解決能力研修」の中に「こどもとしょかん」サポートセンターが講師を務める「読書活動の推進」（オンデマンド研修）を新設。当該研修は、新任校長研修の必須研修として位置づけ、学校図書館に係るマネジメント能力の向上を図る。

2 子どもの読書活動を支えるひとづくり

- (1) 子ども読書ボランティア研修会（「こども としょかん」サポートセンター）※資料4参照
別紙のとおり

3 子ども・子育て世代にとって居場所となる図書館づくり

(1) パパ・ママのキャリア+育児サポートプロジェクト(県立図書館)

内容：令和6年度に1階談話室の一角に簡易設置した。靴を脱ぎくつろいで絵本を楽しむコーナーを改装。書架等を増設し、子育て世代が乳幼児とともに、絵本に加えて育児や仕事に関する本も選べるコーナーを新設する。また、託児サービスを試行する。

対象：産休～乳幼児子育て中の保護者と子ども

実施期間：8月より実施予定

4 乳幼児期からの読書習慣の形成

(1) 子ども読書啓発チラシの作成・配布（生涯学習課）

内容：子ども読書啓発チラシを作成し、県内の関係機関に配布する。学習情報提供システム「におねっと」上の冊子の電子データ（乳幼児・保護者向け子ども読書啓発冊子「えほんいっぱい たのしきいっぱい」）にアクセスできる二次元コードを案内する。併せて、子どもの読書活動に関するアンケートを実施し、今後の事業に対するフィードバックを得るとともに、希望者には冊子版を配付する。

部数：チラシ版 15,000 枚 冊子版 1,500 部

配布：県内の乳幼児健診主管課、図書館、幼稚園・保育所等に配付するほか、イベントや研修会等で活用する。

- (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保（「こども としょかん」サポートセンター）※資料5参照
別紙のとおり

(3) おはなし会の開催(県立図書館)

時期：毎月開催（第3金曜日午前11時 図書館1階談話室）

5 調査活動・情報提供

※資料6参照

(1) 乳幼児の健康診査時等における親子に対する読書啓発の取組に関する調査

(生涯学習課) 指標①

就学前からの読書習慣の形成には、親子に対する啓発が重要であるため、乳幼児の健康診査時等における親子に対する読書啓発の取組を把握することで、「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」の進行管理に活用するとともに、今後の施策の参考とすることを目的とし、調査を実施する。

(2) 滋賀県子どもの読書活動に関する調査 (生涯学習課) 指標②③

県内の児童・生徒の読書量を把握することで、「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」の進行管理に活用し、今後の施策の参考とするとともに、各市町が策定する子ども読書活動推進計画の基礎資料として提供することを目的とし、調査を実施する。

(3) 学校図書館図書標準を達成している学校数の割合 (幼小中教育課) 指標④

文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」(5年毎実施)による。学校図書館における資料の充実度を把握し、教育課程の展開や児童生徒の学習活動を支援するために必要な図書が十分に整備されているかを確認することを目的とし、調査を実施する。これにより、学校図書館が児童生徒の学習・情報センターとしての役割を果たすための基盤を強化することを目指す。

(4) 学校司書の配置状況に関する調査 (幼小中教育課・生涯学習課) 指標⑤

文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」(5年毎実施)による。学校において、児童生徒の主体的な学習活動や読書活動を推進するためには、学校図書館機能の一層の充実、活性化が重要であるため、学校司書の配置状況を把握することで、今後の施策の参考とすることを目的とし、調査を実施する。県内の配置状況の推移を把握するため、県独自での調査も実施する。

(5) 滋賀県子ども読書活動団体等調査 (生涯学習課)

県内で読み聞かせ等の子ども読書ボランティア活動を行っている団体等の実態を把握し、「におねっと」等で広く情報提供することにより、団体等の活動の活性化や、連携促進を図ることを目的とし、調査を実施する。

(6) 「子供読書活動推進計画」策定状況調査 (生涯学習課)

文部科学省調査による。「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条で、都道府県及び市町村は「子供読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないとされており、国は「第五次計画」において令和9年度末までに、市100%、町村80%以上の地方公共団体において計画が策定されることを目指しているため、「子供読書活動推進計画」の策定状況を把握することで、子どもの読書活動の推進に係る施策の参考とすることを目的とし、定期的な調査が実施されている(本県では全ての市町で策定済)。

(7) ホームページによる情報提供（生涯学習課・「こども としょかん」サポートセンター）

子ども読書活動の推進に関わるあらゆる活動が効果的に実施されるよう、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」内の、子どもの読書活動を支援するサイト「子ども読書活動支援事業」により、様々な情報を提供する。

特に学校図書館にかかる内容について、「『こども としょかん』ポータルサイト」により情報提供を行う。

6 第5次滋賀県子ども読書活動推進計画の推進

(1) しが子ども読書活動推進協議会（事務局：生涯学習課）

内容：子どもの読書活動を推進することを目的として、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- ・子どもの読書活動を推進するための連携協力に関すること
- ・子どもの読書活動推進に関する広報啓発に関すること
- ・その他、目的達成のために必要なこと

日程：全2回（第1回 7月10日（木） 第2回 3月予定）

構成：協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- ・学識経験者
- ・民間団体関係者
- ・学校図書館関係者
- ・公立図書館関係者
- ・関係行政担当者